### 厚生科学審議会関係規程等

○ 厚生科学審議会の構成についてP1
〇 厚生労働省設置法(抄) ······P 2
○ 厚生科学審議会令 ····································
○ 厚生科学審議会運営規程 ·······P5

### 厚生科学審議会の構成について

### 厚生科学審議会

[30名以内] 厚生労働省設置法(平成11年7月16日法律第97号)により設置

### 分 会 感 染 科 症

原生科学審議会令(平成12年6月7日政令第283号)により設置

感 部 染 会 症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を 処理すること。検疫法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律の規定により厚生科学審議会の権限に属させられ た事項を処理すること。

結 部 核 会

結核の予防及び結核の患者に対する医療に関する重要事項を処理 すること。

### 生活衛生適正化分科会

厚生科学審議会令(平成12年6月7日政令第283号)により設置

### 科学技術部 会

疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学 技術に関する重要事項を調査審議すること。

### 医療関係者部会

保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の学校 又は養成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調 査審議すること。

### 疾病 対策部 会

特定の疾患(難病、アレルギー等)の疾病対策及び臓器移植対策 に関する重要事項を調査審議すること。

### 地域保健健康增進 栄養部会

地域保健の向上、国民の健康の増進、栄養の改善及び生活習慣病 対策に関する重要事項を調査審議すること。

### 生活環境水道部会

建築物衛生その他生活衛生に係る生活環境に関する重要事項及び 水道に関する重要事項を調査審議すること。

### 生殖補助医療部会

精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療に関する重要事項を 調査審議すること。

### 医薬品販売制度改正 検討部会

医薬品のリスク等の程度に応じて適切な情報提供等がなされる実 効性のある制度を構築するため、医薬品販売のあり方全般の見直し について調査審議すること。

### 健康危機管理部会

原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるお それがある緊急の事態への対処に関することとする。但し、他の分 科会・部会に所掌に属するものを除く。

一八一 生 生厚科 労 生 学 働科審 大学議 臣審会

第 厚 の議 諮 会 間は 応 次 に 掲 げ る 事 を 0 カン さ سلح る

じ

て

次

撂

げ

る

要

項

を

調

査

審

議

す

る

لح

イ 及 び 治 療 12 関 す る 研 究 そ  $\mathcal{O}$ 他 所 掌 事 務 に 関 す る 科 学 技 術

三 旦 揭生重予 る関事 重す項 る 要 事重 要 項 に事 関 項 L 厚 生 労 働 大 臣 又 は 関 係 行 政

、厚を前 に `准生述号公関疾 、臣とげに要防 及す又理又 びるは学は 染 要 道 法 部 、学 法医る養あ応 所摩て 若マ保 しッ健 くサ師 は 1 養ジ助 成指産 施圧師 設師 の、看 指は護

定 そ 四 三 め の <sub>前</sub> に 生 法 定 り 師 他項属関律感又師 さ係第染は せ営百症認き看労べ口衆す病 ら業十の定ゅ護働るに衛るの れの四子にう師大こ た運号防関師 事 営、 項  $\mathcal{O}$ を適検感重柔療文 処正疫 化法症事整士科 及への項復 び昭黒を師作大 振和者調の業臣 興二に査学療の に十対審校法諮 関六す議又士問 す年るすは る 法律療ご成んじ 律第にと。 の二関 規百す 定一る に号法 よ

律 り及へ そび平 の生成 権活十 限衛年

 $\mathcal{O}$ 職定 員め そる  $\mathcal{O}$ 他の 厚  $\mathcal{O}$ 生 ほ 科 学 議 生 会 科 に 学 関 議 必 要 会  $\mathcal{O}$ な 事組 項 織 に っ所 い掌 て事 は務 、及 政び 令 委

で員

機

関

に

意

# 厚生科学審議会令(平成十二年六月七日政令第二百八十三号)

項の規定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、 厚生労働省設置法 (平成十一年法律第九十七号) 第八条第二

### (組織)

第一条 厚生科学審議会 (以下「審議会」という。) は、委員三十人以 内で組織する。

- 2 時委員を置くことができる 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、 臨
- 3 員を置くことができる。 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、 専門委

# (委員等の任命)

第二条 委員及び臨時委員は、 大臣が任命する。 学識経験のある者のうちから、 厚生労働

2 厚生労働大臣が任命する 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、

# (委員の任期等)

第三条 任者の残任期間とする。 委員の任期は、二年とする。ただし、 補欠の委員の任期は、 前

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 が終了したときは、解任されるものとする。 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議
- 4 了したときは、 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終 解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、 非常勤とする。

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職

務を代理する。

第五条 審議会に、 会の所掌事務は、 次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科 審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲

げるとおりとする。

生活衛生適正化分科会	感染症分科会	名
化 分 科 会		称
この律びを	こ ー る会年者号 すす	
と権第振生調生。限百興活査活	この法に   ん る	所
に属させられた異なることに関する法律を関係営業を関係営業	に 百 高 医 悪 に 展 四 た の 子 に 関 を に の の の の の の の の の の の の の	掌
属させられた事関係営業に関係営業に関係営業の運	を で で を で の 予 防 及 び 感 悪 の 予 防 及 び 感 悪 の の の の の の の の の の の の の	事
項 に 和 営 の る も り 通 重	を 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	務
理審議年化 事項 る会法 項	処り平症二 査者 理審成の百 審に す議十患一 議対	

- 2 委員は、厚生労働大臣が指名する。 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、 臨時委員及び専門
- 3 任する。 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により 選

- 4 分科会長は、 当該分科会の事務を掌理する。
- 5 員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理す 分科会長に事故があるときは、 当該分科会に属する委員又は臨時委
- 6 の議決とすることができる。 審議会は、 その定めるところにより、 分科会の議決をもって審議会

(部会)

- 第六条 とができる。 審議会及び分科会は、その定めるところにより、 部会を置くこ
- 2 かれる部会にあっては、 部会に属すべき委員、 分科会長)が指名する。 臨時委員及び専門委員は、 会長(分科会に置
- 3 部会に部会長を置き、 当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 うちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員の
- 6 議会の議決とすることができる。 おいて同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審 審議会(分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項に

(議事)

- 第七条 しなければ、会議を開き、議決することができない。 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席
- 2 よる。 したものの過半数で決し、 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出 可否同数のときは、会長の決するところに
- 3 前二項の規定は、 分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第八条 他必要な協力を求めることができる。 関係行政機関の長に対し、資料の提出、 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めると 意見の表明、 説明その

(庶務)

第九条 労働省健康局結核感染症課において、 のについては厚生労働省健康局生活衛生課において処理する。 及び処理する。ただし、 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において総括 感染症分科会に係るものについては厚生 生活衛生適正化分科会に係るも

第十条 この政令に定めるもののほ に関し必要な事項は、 会長が審議会に諮って定める か、 議事の手続その 他審議会の

運営

号)

この政令は、 の施行の日 内閣法の一部を改正する法律 (平成十三年一月六日) から施行する。 (平成十一年法律第八十八

# 厚生科学審議会運営規程

(平成十三年一月一九日 厚生科学審議会決定)

に基づき、この規程を制定する。厚生科学審議会令(平成十二年政令第二百八十三号)第十条の規定

### (会議)

する。 第一条 厚生科学審議会 (以下「審議会」という。) は、会長が招集

- に通知するものとする。場所及び議題を委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員2。会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、
- 3 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(審議会の部会の設置)

(分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第四条までにおいて第二条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会

査審議させることができる。 2 会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調同じ。)を設置することができる。

# (諮問の付議)

(分科会及び部会の議決)

とすることができる。 第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決

(会議の公開)

場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。の他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権そ第五条 審議会の会議は公開とする。ただし、公開することにより、

など必要な措置をとることができる。2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずる

### (議事録)

- ありにする。 **第六条** 審議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載する

- 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名一 会議の日時及び場所
- ものとする。
- 三 議事となった事項
- するものとする。
  会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には

(分科会の部会の設置等)

**第七条** 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会に諮って部

- 事項を前項の部会に付議することができる。
  2 分科会長は、第三条の規定による付議を受けたときは、当該付議
- することができる。
  3 第一項の部会の議決は、分科会長の同意を得て、分科会の議決と
- て調査審議させることができる。 分科会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同し

# (委員会の設置)

を設置することができる。 第八条 部会長は、必要があると認めるときは、部会に諮って委員会

## (準用規定)

読み替えるものとする。 科会に属する委員」、部会にあっては「当該部会に属する委員」とあるのは、分科会にあっては「当該分長」と、第一条中「委員」とあるのは、分科会にあっては「部会あるのは、分科会にあっては「分科会長」、部会にあっては「部会する。この場合において、第一条、第五条及び第六条中「会長」と第九条 第一条、第五条及び第六条中「会長」と

### (雑則)

営に必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。第十条 この規程に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の運